

三鷹市職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和26年3月3日

条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき職員(市立学校の校長、園長、教員及び事務職員を含む。以下同じ。)のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者(市立学校の校長、園長、教員及び事務職員にあつては教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の指定する職員の面前において宣誓書(様式第1号又は様式第2号)に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（教育公務員を除く職員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護するとともに、三鷹市自治基本条例を遵守することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名印

様式第2号（第2条関係）

（教育公務員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護するとともに、三鷹市自治基本条例を遵守することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名印